

(案)

個 情 第 号
令 和 元 年 月 日内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
文部科学大臣 萩生田 光一 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
経済産業大臣 梶山 弘志 殿個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する
法律に基づく認定について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、令和元年 11 月 26 日付け府医第 82 号、元文科振第 308 号、厚生労働省発医政 1126 第 1 号及び 20190619 商第 18 号をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

記

- 1 「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定について（協議）」（令和元年11月26日付け府医第82号、元文科振第308号、厚生労働省発医政1126第1号及び20190619商第18号）による、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第8条第4項の規定に基づく、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定に係る当委員会に対する協議について、異存ない。
- 2 なお、本協議を踏まえ今後主務大臣において認定される認定匿名加工医療情報作成事業者については、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者であることから、同法の規定に従い、適切に運用願いたい。